



泰平丰表

負

リ 5  
5125  
4 6



Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

門 45  
號 5125  
卷 4



大清新錄

清世

家齊公法事一摺大納言治清卿

生母母細用氏同三年十月五日麻疹同四年九月五日山王法事

五年十月七日法事同七年十月十九日法事

同六年十月十七日麻瘡同八年十二月十九日法事

十二年十月七日法事同十二月朔日法事服法事

移進川氏部御治部令明和元年十月十日叙

衛權中將同十二月廿一日法事同二年十一月十七日

法事同三年十月十九日法事

任事後實政三年二月廿八日假用所

法事同三月五日任

任

最樹公  
法事在法

大

二百廿四





日限刻限古字ありて上向ふは違ふべし  
同日より在母は  
居古字之字時兵衛指紙お師を志候中  
女子は御所千重二年二月十日にお海

天明七年正月十日日向居古字紙は取め  
同日廿日  
法内古字より同日廿日番匠一伴

少中より十九りあ上り候はるは法内  
法内同日廿七日は法内  
こま酒犯す候根籍札坊ありて小地  
法内古字酒井紀保も水上古字  
三枝主法内小地系持度者  
依然法内古字は法内

大坂  
所人  
起

同日月十七日 將軍 宣下正二位内大臣法  
同日廿日より 公方様  
所人移中も協起  
廿二月廿七八九日より  
お押し入札坊

おまを大なるおより人移出所家  
おし衆中を打人教を  
おて人教を  
お付之

同六月江戸本價  
公











林洞  
大上

中を以て海嶺を以て信守一百日お祈りせしむ人只去すまて丁亥

二月七日土井中を以て信守一百日お祈りせしむ人只去すまて丁亥

二月七日土井中を以て信守一百日お祈りせしむ人只去すまて丁亥

二月七日土井中を以て信守一百日お祈りせしむ人只去すまて丁亥

同七日土井中を以て信守一百日お祈りせしむ人只去すまて丁亥

通塞松本伊豆

通塞松本伊豆

及三條は城内懐之

四かき七川所より土火の武家屋敷に千七新神社連石山拾全

寺院而山拾八拾七ヶ所所収之と百年所を以て八ヶ所と云ふ也

八ヶ所五年懐之 王上加馬除草二月朔日取丹後院を以て

鳴鶴二十日停止 二月七日は枝取向出仕とて七日より九日まで

江戸鳴鶴停止

同二月廿日 江戸前集はる 執同廿七日根岸托あるは後衛

江戸前集はる 執同廿七日根岸托あるは後衛

江戸前集はる 執同廿七日根岸托あるは後衛

七日は小巡見はは 江戸同廿二日松平越中守之位 林洞

江戸同廿二日松平越中守之位 林洞

江戸同廿二日松平越中守之位 林洞

江戸同廿二日松平越中守之位 林洞

大

二百三十二

小堀和家 二万石 伏見奉行 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 加賀奉行 加賀奉行 加賀奉行 加賀奉行 加賀奉行  
 同七年八月令 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同九年九月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十年十月廿二日 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十一年十一月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十二年十二月廿七日 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行

同十三年二月廿七日 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十四年三月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十五年四月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十六年五月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十七年六月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十八年七月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同十九年八月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同二十年九月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同二十一年十月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同二十二年十一月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行  
 同二十三年十二月 勘定奉行 勘定奉行 勘定奉行



おのれも角の管を海釣を力に... 一也して徳を正し  
者之格式を限を布且屏時費用を... 不たおのれを付る  
後子年... 一統を... 一也して徳を正し  
不釣... 一也して徳を正し  
今... 一也して徳を正し  
一也して徳を正し  
不... 一也して徳を正し  
一也して徳を正し  
上... 一也して徳を正し

... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し

万石以上  
上田穀

同十七日... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し

同廿二日... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し  
... 一也して徳を正し

大

水原村より

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

大の射  
込場

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

同廿七日大坂大火  
同廿七日大坂大火

大

二百三十七













府 神祖使林道春作本多正純藤原局遺福建  
道懿督陳子貞奉吾國與明通信儀事及當時皇  
朝治平朝鮮未聘琉球臣服安南文趾台城暹羅  
呂宋西洋寨等諸國莫不止肩翰室明室亦宜以  
勳合符通信結好雖第正純藤原之名而其實達  
之明主故用 神祖之印章藤原校二局干性如  
致之終始而子貞猶狐疑意不復肩甚合亦不成  
然南京福建商舶每歲長崎至今不絕  
國初の時勢今と異なるを云々  
同四月十日法武志法修慶の上向とてよ入て今又法言

舟同十月十日ある合小至信法は合向法は合を以ては  
同十月十日ある合小至信法は合向法は合を以ては  
婚君孫法誕生

法母平協氏於方同日逝溢瓊岸院殿其葬上野  
凌雲院

同十月二日三日在法其露降同廿日 今上帝 新成  
内禮 還幸

仙洞 同月廿六日遷幸 女院 十二月廿日遷行時  
太上皇 仁兼仁也 仙洞 凌雲院所降を了 聖母復院を飯の  
皇孫と外子法造管進子外子を致し 兄弟法親の

禁裡  
新造

大

二百四十二



二月廿九日 雨 大風 雨

但世古舟の舟をて上り支那なる不隔船程を修る

見よむらむら直平法人隠きす所他向とん合とるす

後後を能くする存にまのあまら指は海下あむる目より

指は指は 江出のまの舟はさるる指をるまの指は指は

るるまの指はさるる指は指は

同八月六日 雨 大風 雨

古別小田系大津流の赤船山崩山の浦出格に

海に人言は江戸大津林大井川 品川に備せ捕魚地を大

津流人も多し指は

同七日 雨 吹上 雨 大風 雨

上流同十七日 雨 吹上 雨 大風 雨

人そが活船の方布衣以上と角を十五本の月の歌を急務指歌

をさるる同九月 雨 吹上 雨 大風 雨

下流同十七日 雨 吹上 雨 大風 雨

指は不指舟の舟をて上り支那なる不隔船程を修る

但所家系もさるる指は指は

同十月十二日 雨 吹上 雨 大風 雨

同十月廿四日 雨 吹上 雨 大風 雨

医正

大

二百四十四





法に書正法科いなり人執之治しねりし下調令るる証  
少き信或は証を信する一人福年治しねりし下調令るる証  
所少き信する証之 五人に子月治しねりし下調令るる証  
方信所同治する証に年月治しねりし下調令るる証  
同治する証の七年月治しねりし下調令るる証  
毎日治する所ある病人二八の月日治しねりし下調令るる証  
膨脈して多きを証して入れせし世治ぬの令る証候し入れお  
せの者をして療治せし世治ぬの令る証候し入れお  
八の月日世治ぬの令る証候し入れお  
人せのを証療治するにせし少き信する証候し入れお

たれを証療治するにせし少き信する証候し入れお  
日三病あるにせし信する証候し入れお  
証候し入れお  
証候し入れお

正  
郡中  
正

世有大夫南以下法は人多く治す証候し入れお  
療方其武湖にせし 上治証候し入れお  
十日間年治しねりし下調令るる証候し入れお  
伊太市治しねりし下調令るる証候し入れお  
且世治する証候し入れお  
板倉用治する証候し入れお

大













改曆流布の次 三大曆 儀鳳曆 大衍曆 天下宝ノ項用之

宣明曆 世曆自觀ノ比ヨリ天祿斗ニ八百三年用之 自天子曆 自宣子ニ斗

改曆 宝曆曆 宝曆四年改曆 續鑑曆 甲戌ノ神曆也 宣政曆

九年丁巳改曆也

宣政十年二月 曾日典三郎君生

法母の野正樊女於哥方同七年七月廿日逝 溢良之院 其母

凌雲院

同三月廿二日 大行聖上法皇之法皇女 聖德太子之孫 聖德太子之孫 聖德太子之孫

同七月朔日 於品川海上 鯨魚上 同七月朔日 於品川海上 鯨魚上

大佛殿 乃本年 雷火燒亡 同八月廿日 格姫君生

法母の野正樊女於哥方同七年七月廿日逝 溢良之院 其母

同十一月廿日 逝 溢冲院 其母

其母 凌雲院

同九月十下 法皇御宇 二方子 於品川海上 鯨魚上

同九月十下 法皇御宇 二方子 於品川海上 鯨魚上

乃其母 嫡子 乃其母 嫡子 乃其母 嫡子

乃其母 嫡子 乃其母 嫡子 乃其母 嫡子

同十二月五日 娘君生

法母の野正樊女於哥方同七年七月廿日逝 溢良之院 其母

凌雲院 其母

大



寛政十三年己月廿日 大猷彦殿百五十圓 江戸に於て日之山

江戸清らるる同壬辰月己日峰姫君生

江戸母に輝久之年勝俊女持とせり五月十日 江戸生言保清彦辰辰月

子日法を立法を和享初元年二月十日山王法に七年 江戸に言

田安大徳の者法法法を同二年三月十日寺無多同二年二月十日

のそ勢成及法法祖文化二年二月十日法結納同二年十月

十七日法徳解同九年十月十七日法法初同十二年十月廿日法

移昂日法婚法同廿八日法律法法 城同十二年十月十九日

法家名美子林家考進文化四年十月廿七日法法殿法法

九法法同十年十月十日及法法殿法法同十二年十月

十一月中納言殿法法同十月十七日娘君法法 山王寺院法

法并天保二年己月二日新造法法殿法法同

同六月廿日 有法法殿 五拾圓 法法法車殿山法法

み之同八月廿日孝義録子十卷編集

林大守信徹世野左助三屋右左助山上右三子右法

よ時法及白法を賜孝義録ハ先子今令を了て法法私殿

忠孝なるもの法法なるものよの法を言上は法法編集

あるもの法法なるものよの法を言上は法法編集

同十月六日万石以上以下法法内外を連法法法法

法法通法法法法同十二月法法列は天王寺 雷法法法法

廿二年より陸羽に甲士山子女人の登山を許す事 二月九日 段

世春氏に納戸をりる事 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

振五郎 巡視

招ふ事あり 陸羽を巡視す 同九月廿二日 壬午年 壬午年

陸羽に舟浮沙をゆき 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

陸羽に舟浮沙をゆき

羽羽百 姓一揆

同六月羽羽百姓一揆起

粘え但馬守 陸羽に山形 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

左近將監 陸羽に相二方石あり 陸羽に入所 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

松平政子代 周宗仙 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

出 陸羽に舟浮沙をゆき

同九月九日 壬午年 壬午年

陸羽に舟浮沙をゆき 同十月廿日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

同正月九日 陸羽に舟浮沙をゆき 同九月廿日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

同山王に舟浮沙をゆき 同二月十月廿日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

陸羽に舟浮沙をゆき 同三月十八日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

十月朔日 陸羽に舟浮沙をゆき 同十月廿日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

壬午年 陸羽に舟浮沙をゆき 同十月廿日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

同九月廿日 陸羽に舟浮沙をゆき 同十月廿日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

同八月廿日 陸羽に舟浮沙をゆき 同十月廿日 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年 壬午年

大

二五五十五





同日母おとせ方文化元年六月廿二日逝後廿九年九月廿二日  
付通院

同十二月九日淡姫君生

淡母君をたふ文化元年六月廿二日許嫁他室改元周正同九年

九月廿二日周正五年去同十年九月廿七日再嫁越中侍従母承宣

文化二年七月は宮名瀨子林より考進天保五年七月十一日

子三子存孝あり母 作生同十二年母承宣去同廿二日松室院母存

文化元年二月廿二日二月廿二日八重野は母指し是月廿二日水井親貞

源家水子三子源実掛ははは同七月廿二日松室院九八仲少子存指

召書  
船倉

配身君丹波よりははは九八仲源実掛ははは同九月七日西無親を配

朕列々お非のあま船倉あり

環海をたふよ文化元年九月十六日九時と為伊王より船を寄

活信人中宮の少孫を立上唐船よりたふるに同たわの時

改接は母人阿蘭陀人太申通河を母産船よりたふるに

伊王よりたふるありて伊王より足利の息ありて

たふるに伊王よりたふるありて

国王の信言しサノツトと稱しお言をもよむるお言をたふるあり

指指をたふる江府よりたふるありて將軍たふるに

たふるにたふるありて伊王よりたふるありて

團のたふるをたふるはたふるにたふるありて

大



その土地に用ふる二人は先を以て病歿す廿年彼國に在りて  
通文通商の事を知りて是れにサントといふものをほそよ  
その國に海軍を以て海軍に人をも徴發す十二月廿日午に  
要港カヌメといふ所に在りてテ子ルカ國に船を泊め用ふる  
ムトイニゲリス國の二港に停泊す國共ヨウロッパに係る船を  
船にてカナリヤといふ事なり言ハアメリカに係る船六日船を  
るめあふ土也其書を証して其アメリカ國の西見本論ハ  
十月十日に其アメリカの船がテリナといふ港に泊む十二月  
廿八日に其船が二月の月日をはきまほしる船に泊む船  
船近きよるす用ふる船は同一船に泊む事なり

あるはその土地に用ふる二人は先を以て病歿す廿年彼國に在りて  
通文通商の事を知りて是れにサントといふものをほそよ  
その國に海軍を以て海軍に人をも徴發す十二月廿日午に  
要港カヌメといふ所に在りてテ子ルカ國に船を泊め用ふる  
ムトイニゲリス國の二港に停泊す國共ヨウロッパに係る船を  
船にてカナリヤといふ事なり言ハアメリカに係る船六日船を  
るめあふ土也其書を証して其アメリカ國の西見本論ハ  
十月十日に其アメリカの船がテリナといふ港に泊む十二月  
廿八日に其船が二月の月日をはきまほしる船に泊む船  
船近きよるす用ふる船は同一船に泊む事なり





ちりの者法なり一文百ありしをいふは利あり如し心もつるも  
この國の用は貨を多しん是國計の益なるもねんは益を以國和  
の爲に推して後と厚山朝鮮の事いふは此國の事をもて行ふん  
あはれりしはねあてしなり船中サボの事とあるは此國の地  
をなす船にて再の事あるをなれと上仰のらとて流すしサノ下  
仰して船中サボをばさむありしと  
三月十九日 七時を以て本  
國を離れし

しサノ下仰に他部をばさむ君を名を名する也あり百人より十人  
一人と推してはの事信牌の事おまじするなりとるはさるる事  
法蘭西の事は後と爲せん利をばさむありしとサノ下仰に後と

さ夫ら申すもやめしサノ下仰の事あり船中サボをばさむ  
かの事病をばさむ没人の事ばさむ事未だ此國と七月申國をば  
船中サボの事十月に月より土をばさむ事あり病をばさむ事あり  
上陸を許され保書をばさむ事ありは月自來この事をばさむ  
は月自來の事上陸の事いふは府より船中サボをばさむ事あり  
町中いふは船中サボの事上陸の事あり船中サボをばさむ事あり  
修理の事は船中サボの事あり船中サボをばさむ事あり  
十一月七日は船中サボの事船中サボをばさむ事あり  
船中サボをばさむ事あり船中サボをばさむ事あり  
船中サボをばさむ事あり船中サボをばさむ事あり





この頃より八百四十年 政を姓巴利を傳へり

正邦一西洋の地ありてはあて姑崎陽人の名もあつては中を

たつて後漢の地ありてはあて西無の國ありてはあてペトルブルカと

ては但へてはイトロウイ子生國のウラセイメルといやあの人よとありて

海國を度め帝位をふてはペトルブルカの地をも併せしは唐の

二千年 本朝一條帝位を傳へては後一と一千年

本朝後位を傳へては二年モスカウの地す。ペトルブルカより七百

魯西亜の地す。太祖ロリキより十六代タニルヤレキサトロウ子

後位見帝正安二とモスカウの地す。モスカウより今この都

ペトルブルカに傳へり。本朝一條帝位を傳へては太祖より唐の

カカミルとありてはあて女王アレキサトロといふ者もあつては

二三年七月十六日海流人國王の目見え。今この地の名は

イトロウ子歳二とありてはあて同ちよるは唐の地す。七百

本朝一條帝位を傳へては二年モスカウの地す。モスカウより

本朝一條帝位を傳へては二年モスカウの地す。モスカウより

本朝一條帝位を傳へては二年モスカウの地す。モスカウより

本朝一條帝位を傳へては二年モスカウの地す。モスカウより

本朝一條帝位を傳へては二年モスカウの地す。モスカウより

本朝一條帝位を傳へては二年モスカウの地す。モスカウより

本朝一條帝位を傳へては二年モスカウの地す。モスカウより







之るが居るは法法其まき南其南とるが亦法右の嫡子有る以上  
法其人西丸とるは法法印法眼は法法原は法法其まき南其南とる  
城今已上刻大屋とる 出法松其法法原も同其法其まき南其南  
法其人中山王法其まき南其南とる 見其法 上其まき南其南  
法其まき南其南とる 中山王法其まき南其南とる 法其まき南其南  
ああは 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南  
二人 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南  
大納言法其まき南其南とる 出法其まき南其南とる 法其まき南其南  
但法其人西丸とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる  
法印法眼は法其まき南其南とる

同廿七日法其人西丸とる 城音其まき南其南とる 法其まき南其南とる  
之るが居るは法法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南  
法其人法其まき南其南とる 城今已上刻大屋とる 公其まき南其南  
大納言法其まき南其南とる 出法其まき南其南とる 法其まき南其南  
法其人中山王とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南  
時法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南  
父子法其人法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる

法其人  
登城

法其人法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる  
法其人法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる  
法其人法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる  
法其人法其まき南其南とる 法其まき南其南とる 法其まき南其南とる

大



依之同十一年二月ある軍卒の人数を従く北百餘艘を  
 解て津波の事を尋ねしに地より傳は國王の居城首里に出入  
 國王尚寧王也と之を傳る。同十二年八月十日中山王尚寧を  
 推く務府より上りて、管て 東照宮より津波の事  
 中山王太刀一柄銀子百兩程之能十二子太平布比布又蕉布  
 百疋白法一疋を賜す。同十九日津波ありて江府より廿八日  
 登城 上津波の事 津波見城上ありて也。同九月廿日  
 津波ありて、廿日後七日陽もあらず時正保元年六月廿日  
 琉球國督使は金武按司謝恩使國次按司を遣りて、  
 城見 上津波の事 津波生をかり且中山王尚寧も世継を

謝下しぬあり世時より國王表より使節を遣りたりあり

同十二月十日

甘浦翁  
翁使  
翁命

同十二月十日甘浦翁使翁命同系号者編集法用お部  
 右方右子組近之土居たりる方右子一人其法右子一人其  
 法右子其信二人之外同系号者土主たりありて法用  
 洋領ありあり

右編集法新井君より甘浦翁使翁命の居継より上り、延宝八年  
 下り天明六年より終り百七年より一万余以上、信はわが年より  
 年表法海附録も十二より、因信考附録共十一巻を都て  
 二十三巻成候披考たりありて賜あり、世は用の始也









海物を漁る人より親族を如くして居るものなるを以て  
たるものなる也。世時は古く伊豆佐井と申す所なる所なる  
もはゆき今年に余近國の法を度海なる所なるものなるは出

參政  
板東  
巡幸

同上月十日に佐田村に正倉村上大字を雄と申す所なる  
今年せき大月月中旬の海なる所なるは月付き山々なる所なる  
法は佐井と申す所なる正倉村上大字を雄と申す所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる

夫れは佐井の河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる  
ははるの河に流るる所なるははるの河に流るる所なる



















出陣極身地へ進軍同二月七日午時は船二百五十人又極身地へ爲  
同土月より仙臺へはちぢり女侍も亦士も亦時後まをぬりし

同日月七日未申年卯辰は船の船主未聘よりして船に船共

国後金 奥国後金 仁丹

上子金別庄科租取村より万石并金あり國後金より金あり

右金も亦申年より未申斗迄も亦斗より刻金一斗より村より金

永二百文より一石より山城大和近江丹波より何寺の扱ははり内

和泉播磨大板何寺の世外一國於江より一斗を之扱は

中より一斗は亦方は亦金一斗は亦大板何寺より一斗 野田海より

恩由新八郎

同七日より川越より女侍御前より申す西垂れ入るる女侍の

正倫浦登井上左衛門

同七日より川越より女侍御前より申す西垂れ入るる女侍の

桐卯三崎城より申す女侍御前より申す西垂れ入るる女侍の

主を別支の御前より申す西垂れ入るる女侍御前より申す西垂れ入るる女侍の

国百首如左六ヶ所

同六月十五日より十八日より一斗及近國大雨所へ流る同十五日

十八日より廿日より一斗及近國大雨同廿九日毎日流る大風同七月

廿日大嵐一斗別浦より別浦より七甲より一斗別浦より七甲より

流紀加和奇浦等通船渡段人多死江戶近京流る由細指同

大

二百八十九

八月七日八日大雨及至東は法國の同七日西戎諸を利西の  
大なる海を渡りて海を三馬を丸姑

同十七日午後三時船が上陸するに時を以て同十九日午後三時  
に國船の船は海向の洞お海を傳へて船を上へ船を渡りて  
海を三馬の海を渡りて海を三馬を丸姑  
其入は陸を以て海向の洞お海を傳へて船を上へ船を渡りて  
何れも其海を渡りて海を三馬を丸姑  
力に海を以て海向の洞お海を傳へて船を上へ船を渡りて  
海を三馬の海を渡りて海を三馬を丸姑  
同十七日午後三時船が上陸するに時を以て同十九日午後三時

を船を以て海向の洞お海を傳へて船を上へ船を渡りて  
海を三馬の海を渡りて海を三馬を丸姑  
其入は陸を以て海向の洞お海を傳へて船を上へ船を渡りて  
何れも其海を渡りて海を三馬を丸姑  
力に海を以て海向の洞お海を傳へて船を上へ船を渡りて  
海を三馬の海を渡りて海を三馬を丸姑  
同十七日午後三時船が上陸するに時を以て同十九日午後三時





同十一月十日陽之山甲申の五温を牧野はあつて年々石招ま  
肌あも古田社諸厄利無水と為る事言陸内之徳もあ  
古田下あ性通にせし時を事非は徳言ふり存りて沖の  
形勢にて上り下り人殺す事非は徳言ふり存りて沖の  
通室中 仁母之世々十二月廿日通室 仁母

同十二月十八日南都方信去まつり西極天地一島に徳言ふり存り  
は野越中もあつて水は 仁母信知事始る事と申且之侍従  
仁母之は野越中もあつて仁母信知事始る事と申且之侍従  
方脈をまおつて水は 仁母信知事始る事と申且之侍従  
仁母之同十九日野越中もあつて仁母信知事始る事と申且之侍従

仁母信知事始る事と申且之侍従

十一月日向國那河移移島 仁母信知事始る事と申且之侍従

右も大清國那江有窓船之組共人並に船中

同二月四日ま山左衛門尉 仁母信知事始る事と申且之侍従 朝鮮譯官使意討つて仁母信知事始る事と申且之侍従

同廿一日友松君若生

仁母信知事始る事と申且之侍従

凌雨多院

同廿一日より同廿二日あり 信列松本屋 仁母信知事始る事と申且之侍従 女屋松本屋

同廿四日そら南万五百年余にあつて余方地徳言ふり存りて沖の

抜崩中右村木の足り村及枝々新に徳言ふり存りて沖の

窪江の馬の志

同月五日は源平の事 は源平の事 本を載せたるは元平の事なり

一方をみるも源平の事なり 如くは源平の事なり 通す

江府抄より序より下 同月六日水手令より御容記 古語 新編

今も源平記進書

同月廿二日今も源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事 一節なり

白河抄より序より下 同月廿二日今も源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事

同月廿二日増上寺より今も源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事 同七月

十日又源平の事

源平抄より序より下 同月廿二日今も源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事

十二斗十日山王法 今も源平の事 依進書 今も源平の事 同七月

今も源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事 同七月

今も源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事 同七月

今も源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事 同七月

十一日源平の事 今も源平の事 依進書 今も源平の事

同八月廿二日より廿九日まで 今も源平の事 依進書 今も源平の事

神社の御用依る 今も源平の事 依進書 今も源平の事

海防の御用依る

同十月十日 今も源平の事 依進書 今も源平の事

掛右の御用依る 今も源平の事 依進書 今も源平の事

五日保々之月廿四

法母於八月方土屋忠之知女其母安其牧野孝門忠克女

文化九年七月廿八日 法母保法宮同十二年二月廿九日山王

法七年 法母於九月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

二月廿一日法婚孔同十月廿七日法母於十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

文化七年正月朔日法波國土地倉庫連日不止同二月八日

十八日法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

法母於同十月廿九日法母於同十月廿九日法母於

清水





同十二年盛姫君生

法母於八重方文化十一年十一月十七日法母生同十二年二月

九日 法母生於法母宮文化十二年十二月二日佐加佐良相平肥也

并立於御子孫傳自九之法母祖同十二年九月九日山王法母生

法母生於西九太方文化十二年十一月廿九日法母生於同八年

十一月廿七日法母生於婚禮同十二月廿二日法母生於法母城并直

法母生於法母名代文化十二年法母生於法母城同十二年十一月廿九日

法母生於法母同十二月廿二日法母生於法母城同十二年十一月

法母生於法母同十二月廿二日法母生於法母城同十二年十一月

同七月十日武藏 上流 如法母生於法母城同七月

十八日今及朝鮮信使於計命聘使於法母城同七月十日

西之法母生於法母城同七月十日

朝鮮  
未聘

朝鮮信使於聘使於法母城同七月十日

東照宮朝鮮和親同七月十日

同七月十日太向德田同七月十日

同七月十日太向德田同七月十日

同七月十日太向德田同七月十日

同七月十日太向德田同七月十日

同七月十日太向德田同七月十日

大







謝居有義管と稱して侍從なり 世時家管生年十一歳  
 官年八十六歳進退成人をなす沙汰なり 國內國之府寺と云  
 寺内より修聘の体を下り一師をも修補し聘修執  
 行に如くも修聘の事を執せりて文化八年三月廿九日の  
 刻に解の正使通政大夫曹冬議智製教金履喬  
 字公世号休里四十八歳副使通訓大夫弘文館典翰知製  
 教軍符進侍讀官春秋館編修館李勛求 字子節  
 号南霞五十五歳上上官知中樞府事玄美洵 字敬天  
 号垣軒四十七歳大護軍玄城 字陽元号一暹五十  
 五歳同知中樞府中崔昔 字明遠号甘菊齋四十四歳  
 上判事前判官子又圭 字玉汝号梅軒四十七歳前王  
 簿崔仁武 字章林号聰堂四十三歳漢字上判事  
 前正李儀龍 字雲卿号滄海六十五歳次上判事前  
 主簿金祖慶 字子祐号春蓮三十歳前判官秦  
 東益 字直哉号清公羽三十歳押物判事副使  
 猛趙行倫 字明五号逸庵三十七歳前判官洪得  
 浚 字仲偉号絳園三十七歳製述官奉常寺令  
 正顯相之 字大尋四十四歳正史書記幼学金善臣  
 字士偉号清山四十九歳副使書記通德郎李明五  
 字李良号泊翁四十四歳副使書記通德郎亦子明

五 字李良号泊翁四十四歲副使局記通德郎李望  
字李良号泊翁四十歲醫員生徒金鎮周 字汝安号汝  
元有四五歲副司有朴景都 字清拜号位吾所五十歲  
寫字官護軍皮宗具 字子寧号東山固四十九歲一画  
員副司果李義奎 字雨信号信園四十五歲以上  
上之官也 上官正使軍官前管將具設和府使  
李一愚前郡守柳相弼通德郎趙晚錫副司勇文  
永喆副司軍官尚衣院印主簿李勉玄前內乘運  
桓前五衛將字外前管將許乘前慶監金胤行正  
使伴人進士李哲別信行幼字金萬享敬天玄知  
事陽元玄知事明遠崔同知以上上之官三員王如午  
判官章叔崔主簿漢學雲卿李判事以上上判事  
二員子祐金主簿直武或泰主簿以上上判事二員明  
五趙主簿仲偉供判官以上押物判事二員相之李製  
迹官古制衣迹官一員正使士偉金局記副使李良  
局記二員汝安金主簿聖拜朴主簿醫員二員早  
童皮護軍右寫字一員雨信李主簿画員正使軍官  
五員副使軍官五員以上二十四員正副使伴倘二員正使  
別陪行一員理馬一人喂鷹一人一二騎船將二人右次官  
七員人船各纏直一人禮單直一人一二船將二人御書記

二人都訓導二人使掣子三十名陪小童十五名小通洞十名  
刀尺五名使令十四名吹子十名節鉞手四名形名手二名吸  
唱四名碗牛四名令旗手四名清道旗手四名沙工十六名  
蠹牛二名巡視旗手四名月刀手四名長鎗手四名馬上  
鼓手四名銅鼓手四名大鼓手二名三穴銃手二名細樂  
手四名鐘手一名右中官一百六十九名風樂手十二名格  
軍一百十八名屠手匠一名右下官一百三十名都合人員數  
三百三十四使員令三百三十六府別之府中法之令  
大金山海より四十八里といふ事の上陸國府寺 二府中國府寺  
の境内にあつた事の役廻を令する事十所ありといふ事

かの節子入る日有九日正保三副使上より於かの節子との法料  
の事にて法料を令する事同日より上なる事同日十三日軍を令  
下なる事法料を令する事同日より上なる事同日十三日軍を令  
二府中よりなる事法料の事同日より上なる事同日十三日軍を令  
上陸府中よりなる事法料の事同日より上なる事同日十三日軍を令  
國々の事同日より上なる事同日より上なる事同日十三日軍を令  
中務大輔女世重同所よりなる事同日より上なる事同日十三日軍を令  
かの老屋の事同日より上なる事同日より上なる事同日十三日軍を令  
以下より上なる事同日より上なる事同日より上なる事同日十三日軍を令  
候事同日より上なる事同日より上なる事同日十三日軍を令





之卯乃其... 和同廿七日... 解人... 仇... 王... 乃... 乃... 乃...  
 乃... 日本大君... 下聘使之礼... 曠... 四... 遊... 兼...  
 殿下克... 洪... 諸... 誼... 撫... 區... 城... 休... 聞... 所... 及... 欣... 豫... 曷... 己... 茲...  
 備... 岐... 常... 席... 伸... 質... 錢... 王... 於... 易... 地... 行... 聘... 之... 事... 宣... 出... 而... 國... 博...  
 好... 之... 義... 也... 不... 腆... 上... 宣... 聊... 寓... 遠... 帆... 惟... 其... 尊... 益... 懋... 令... 猷... 美...  
 膺... 休... 祉... 不... 備... 辛... 未... 正... 月... 日... 朝... 鮮... 國... 王... 願... 王... 上... 公... 乃... 協... 進...  
 執... の... 人... 參... 三... 三... 斤... 大... 倫... 子... 五... 匹... 大... 餅... 子... 五... 斤... 白... 苧... 布... 十... 五... 匹...  
 鹿... 草... 布... 十... 五... 疋... 白... 錦... 袖... 廿... 五... 疋... 黑... 麻... 布... 十... 五... 疋... 虎... 皮... 七... 疋... 豹... 皮...  
 十... 張... 青... 末... 皮... 十... 五... 疋... 魚... 皮... 十... 五... 疋... 色... 紙... 十... 五... 疋... 彩... 花... 席... 十... 疋...  
 各... 色... 草... 子... 柄... 真... 草... 三... 十... 疋... 黃... 密... 五... 十... 斤... 清... 密... 五... 疋... 扇... 子...  
 十... 疋... 駿... 馬... 一... 疋... 鞞... 具... 大... 納... 言... 楸... 一... 人... 參... 三... 十... 斤... 大... 倫... 子... 五... 匹...  
 五... 錢... 餃... 子... 十... 疋... 白... 苧... 布... 十... 五... 疋... 黑... 麻... 布... 十... 五... 疋... 虎... 皮... 五... 疋... 豹... 皮...  
 七... 張... 青... 末... 皮... 十... 五... 疋... 魚... 皮... 五... 十... 疋... 色... 紙... 十... 五... 疋... 各... 色... 草... 子...  
 三... 十... 柄... 草... 子... 三... 十... 疋... 花... 視... 三... 面... 扇... 子... 五... 疋... 駿... 馬... 一... 疋... 鞞... 具...  
 信... 保... 自... 多... 執... 上... 公... 乃... 協... 進... 虎... 皮... 三... 疋... 豹... 皮... 二... 疋... 白... 苧... 布... 十... 五... 疋...  
 大... 納... 言... 楸... 一... 右... 同... 以... 法... 返... 言... 日... 本... 國... 致... 復... 朝... 鮮... 國... 王...  
 殿... 下... 席... 竹... 床... 止... 華... 緘... 隨... 遣... 因... 美... 啓... 居... 寧... 誠... 欣... 幸...  
 靡... 極... 今... 者... 以... 五... 美... 筑... 葉... 蒙... 修... 聘... 禮... 珍... 胎... 襦... 置... 珠... 哉...  
 隆... 誼... 如... 其... 成... 礼... 津... 嶋... 則... 幸... 離... 徒... 斬... 意... 在... 修... 舊... 所以...  
 度... 貶... 制... 宣... 而... 致... 兩... 國... 之... 好... 也... 以... 茲... 具... 猶... 且... 宜... 可... 諸... 禮... 也...

大

三百

使 惟董彌揚 呈迎 入受純銀不備 日本國別副

整 文化八年辛未 日本國 亦姓法名法海をある

安子法海編法少副も執事法海を格ふる法名を新傳

尾代右郎少僧之 大納言格法海を法海幅執事

表法右名用右名法海を法海名限をて瀧村

法海を法海名を法海名を法海名を法海名を法海名を

法海を法海名を法海名を法海名を法海名を法海名を

法海を法海名を法海名を法海名を法海名を法海名を

法海を法海名を法海名を法海名を法海名を法海名を

法海を法海名を法海名を法海名を法海名を法海名を

同人名 四喜大和山 同友川 惟推三位 琵琶傳 晴海

天傳文同祐清 唐紅名古本梅月 同探信 赤名

牧持 同洞白 梅可 同洞林 春林 板倉 桂意

内相代 青海派 林春 右敬 貴達 狗祥 寺極

大納言 大阜一 御後 藤原 藤原 藤原

公方 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上

上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上

上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上

上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上

上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上



御下抱々 大いほ給而ねり 上々向十板 心字々 同申取  
上々法なる小書申へ 同申取格取 中々下申へ

同九月廿八日 服取申格取 申書 御解法申聘法用申取  
法慶堂 法乃 狂ふた屋 代金千女 於 法乃 法乃

同九月廿九日 招取申格取 申書 御解法申聘法用申取  
依お申取 法乃 借金 一万七千五百文 法乃 申取 又此申  
二月十一日 法乃 申取 申書 申取 申取 申取

申取 小法 人申取 法乃 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

天  
日記

天慶日記 法乃 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

天慶日記 上 天正下 下 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

同十日より十二日より 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

沙洋願 同十二月廿七日 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

未負代子 同七月四日 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

依お申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

定ぬ申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

紳子 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

同九月廿六日 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取 申取

大





カ子石の上を... 信長が... 組...  
少石... 信長... 組...  
... 組...  
... 組...

同日... 定信... 病... 如... 信長  
樂... 改名

定信... 信長... 天下の... 信長

同日... 信長

信長... 信長... 信長

十八日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長

同日... 信長... 信長





右又近用西丸初番組及一人西丸法中世一人也  
出遊之同十二年十月副本淨寺住持也  
あふあふ後日日山法神房主御あり

同廿九日取居別日文山大御所院より  
文化十二年正月日文山法山内接法  
法母を又近用也 江之同廿九日取居也

法母を又近用也 同十二年十一月廿九日法山内接法  
廿二日 法母を又近用也 同十二年十一月廿二日法山内接法  
十八日 法母を又近用也 同十二年十一月十八日法山内接法  
法母を又近用也 同十二年十一月十八日法山内接法

九月廿九日山王法寺西丸大御所院  
法母を又近用也 同十二年十一月廿九日法山内接法  
法母を又近用也 同十二年十一月廿九日法山内接法

同廿三日孝姫君也  
法母を又近用也 同十二年十一月廿三日法山内接法  
法母を又近用也 同十二年十一月廿三日法山内接法

同二月廿日法山内接法  
法母を又近用也 同十二年十一月廿二日法山内接法  
法母を又近用也 同十二年十一月廿二日法山内接法  
法母を又近用也 同十二年十一月廿二日法山内接法  
法母を又近用也 同十二年十一月廿二日法山内接法

みこと... 平日... 謹  
... 謹

同廿八日於上野長昌院... 謹

... 謹

同二月廿七日浴娘君生

... 謹

... 謹

... 謹

... 謹

... 謹

... 謹

... 謹

... 謹

... 謹

同九月十九日... 謹

... 謹

... 謹

同六月廿八日... 謹

... 謹

同十月二日... 謹







既入る者右を祖師人同七日に於てはせらるは又代其伊持經  
山中古香をて毎夜も極想はせり同日ぬれはせらる

大納言保清代辨子とて同廿一日に於てはせらる

牧師保清とて寺社奉行河部保清とておまをり見方同廿一日

山内保清とて寺社奉行同廿一日

法名代保清同廿一日

法名代保清同廿一日

布衣保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

中納言保清とて同廿一日

同日在厚原寺普賢殿及十三日同日在厚原御舟及十四日同日在厚原  
寺普賢殿宮十五日同日在法隆寺佛臨王寺及十六日在法隆寺白雲寺  
解書普賢殿及十七日在法隆寺普賢殿及十八日在法隆寺普賢殿  
寺普賢殿及十九日在法隆寺普賢殿及二十日在法隆寺普賢殿  
十七日法隆寺普賢殿及十八日法隆寺普賢殿及十九日法隆寺普賢殿  
地及梅之山及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿  
布衣及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿  
中法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿

法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿及法隆寺普賢殿

紅葉山

同日十七日 在厚原寺普賢殿及十八日同日在厚原寺普賢殿  
今日法隆寺普賢殿及十九日同日在法隆寺普賢殿及二十日同日在  
中法隆寺普賢殿及二十一日本法隆寺普賢殿及二十二日本法隆寺  
大紋及列位及法隆寺普賢殿及二十三日本法隆寺普賢殿及二十四  
日法隆寺普賢殿及二十五日本法隆寺普賢殿及二十六日本法隆寺  
普賢殿及二十七日本法隆寺普賢殿及二十八日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及二十九日本法隆寺普賢殿及三十日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及三十一日本法隆寺普賢殿及三十二日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及三十三日本法隆寺普賢殿及三十四日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及三十五日本法隆寺普賢殿及三十六日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及三十七日本法隆寺普賢殿及三十八日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及三十九日本法隆寺普賢殿及四十日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及四十一日本法隆寺普賢殿及四十二日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及四十三日本法隆寺普賢殿及四十四日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及四十五日本法隆寺普賢殿及四十六日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及四十七日本法隆寺普賢殿及四十八日本法隆寺普賢殿  
法隆寺普賢殿及四十九日本法隆寺普賢殿及五十日本法隆寺普賢殿















大膳をま忠徳通定

此の如き十五石俵に十石系出たるを老職の肝計を用ひ國政を  
乱す事老及大臣大勢他は毒の始末不の存て行中糾を  
日入法法年より御且先祖の神功を足る法家先通定十月廿日法先

同十七日久るる中右生

法母於てふのる十月朔日法先並同十二年十月廿日逝後淨

隆盛其母は通定

抄上野  
流備馬

同九月朔日於赤敷山流備馬法神事すはり

神君二百圓法先任旧例十石系法先すまきをもり門人十七人  
をりておむむ

同十月十五日申日申山法宝塔自燒法母法先並同十二年十月廿日

仲娘君生

法母於てふのる同十二年十月朔日法先並同十二年十月廿日

逝後其母成茂其母法先院

大化十三年正月廿八日 右官降詔

仙洞兼仁第九皇子法母申すはり

法先  
法先

同日有二日 公方保法法先 大納言保法法先 法先親守并

子平時君 母了右以上と面て又其母母法先並同十二年十月廿日

法先法先並同十二年十月廿日 醫師法先並同十二年十月廿日

法先法先並同十二年十月廿日

大





同七月二日西丸ありあわす船は上り能く今午時より供持  
あり徳勝と西丸はなごりて成

西丸は徳勝と西丸はなごりて成  
船中船斗同麻下馬布丸取振別彦法師と城は能く見  
午は月之指席と徳勝はなごりて成

同壬八月二日日大風雨江ノ及東海はなごりて成  
二日在里別松崎山は流石なる浮没人多死同十二月廿日  
忠用斗まごり依るお洲斗まごり申斗まごりめくおのりまごり  
と大化十年正月十九日お右仙石吃お我衆國史飛板新在軌上

時信之同廿日信之進右生

信母於八月廿日信之進右生  
信母於八月廿日信之進右生

同三月廿二日 信之進 信之進

天皇信之太子惠仁親王の信之進右生  
らせぬ即日仙洞信之進右生

信之進及清國大旱 七月十日小室京を信之  
名は昌る考別棚倉 信之進唐は之新替る野左近將信 唐は  
去る別渡板取野野井上内申正申 唐は之新替る野左近將信  
同十八日末娘右生



松室陸奥人非飛と云者乱をいぬ戦を後官中に入

大野純集の擲捕所を以佐野原に遷す庸直より其獄を以て  
正の字にせり

同七月朔日松平越前守治好二万石に加増同十三日西洋諸厄利垂  
船豆別浦管沖へ漂ふ

同十五日浦管を以り内屋外正弘法所へ送候  
同十五日陽七郎若生

活母於てその方同二十十月廿日活母を同四年四月留  
活母を極法に同十日逝後正法院に葬り付通院

三万判  
通用

同六月十日新金井歩到通用始同七月八月各代娘若生

活母於八月方十月九月活母を同四年十月廿日活母を

同四年四月月活母を同四年六月廿日娘若生活母

活母於忠実女子與臣年忠実之活母但同十二月十二日叙正品

活母於忠実同七年十月十五日活母解同十一年九月十日山王

活母於西丸活母を同十二年十月十七日活母相好天保三年八月

廿八日活母之都子林家老進同十二月朔日竜口邸へ活母移居婚

禮同六月活母並活母

同八月廿日紀伊原自火土坂松原同廿七日  
活母を金三万判同九月日早より上目

後明院殿三千三回活母於車山より活母を以り  
如き同活母の時住居同十二月十日一檢

後心羽殿赤衣代一具鮮鞠一打進之又同二年正月十日伯列八檢

大







法皇女高壽寺法皇の法皇同九月廿五日武尊天皇後法皇自と飯  
 立文お申述し申すは法皇斗と申用と申今同十月十七日徳く申  
 引移り法皇法皇斗と申用と申今同廿七日二冊  
 永坂下石谷飯立申す引移り同七年八月廿日位法皇斗と申用  
 同十年二月十五日又申す法皇斗と申用と申今同十二年二月  
 廿二日大膳斗と申用と申今後先法皇斗と申用同十二年十月  
 廿七日え服法皇斗と申用と申今後先法皇斗と申用と申今  
 天保二年六月朔日申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今  
 七年七月十七日格別と申用と申今大膳下下と申用と申今同七年  
 同十二月廿日叙任法皇斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今

位上少将是山大居士兼丹后中善性寺

同十二月十日昔懐川相模守親文西丸子御用直二子右佐野守  
 二郎左政親子孫在在七右左佐野賜と申用と申今斗と申用と申今  
 一振撫斗と申用と申今七右左佐野と申用と申今斗と申用と申今  
 錦三十把一振一三の法皇斗と申用と申今伊豆と申用と申今後世法皇斗と申用と申今  
 同二月廿日服法皇斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今  
 法皇斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今  
 且上り申すは法皇斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今  
 同五月十七日 斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今  
 十七日朕お申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今  
 洪水山岳崩山お申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今斗と申用と申今

大

二百八



大紋備子二十友御座二本進同廿二日活能活元同廿二日活能活  
白治を扱御座把西丸より白治百扱御座把進同廿二日把西丸  
大丸 活能活元序御親同月御座把御座三團御座馬  
田川本母寺活能活元寺御座活能活元寺御座活能活元寺御座活能活元寺御座  
仙子御座活能活元寺御座活能活元寺御座活能活元寺御座活能活元寺御座

秋  
駱駝

同七月二日南御入付活能活元寺御座同八月二日活能活元寺御座  
丹波丹波を大丸御座把同九月十九日把御座把  
同十月廿五日活能活元寺御座同十一月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿八日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
十七日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座

同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座

同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座  
同十二月廿九日活能活元寺御座同十二月廿九日活能活元寺御座

活能活元  
御座

大



は母於そのる十月廿日法を重同十一月廿日法を重同十二月  
廿日逝後春を法を重傳傳傳傳

同廿九日相馬大代刑罰を以て

は母於そのる十月廿日法を重同十一月廿日法を重同十二月  
廿日逝後春を法を重傳傳傳傳

同廿九日相馬大代刑罰を以て

死刑を行はる

同十二月廿二日林大守院之子を右に土收信濃守

に中野掃部左衛門右衛門を右に能勢勘定左衛門

に白井少輔を右に成徳郡守右衛門

右に伊豆守藤原氏と入改十二年正月廿八日記を右に在生

大正母於そのる十月廿日法を重同十一月廿日法を重同十二月

同十二月廿二日法を重同十二月廿二日法を重同十二月

二月廿二日法を重同十二月廿二日法を重同十二月

清光同十二月廿二日法を重同十二月廿二日法を重同十二月

大正母於そのる十月廿日法を重同十一月廿日法を重同十二月

同三月朔日法を重同三月朔日法を重同三月朔日法を重

領地を以て 本年且徳之方西羽羽守左衛門右衛門

忍一阿部法丸を右に白河領所を以て 本年同月廿二日西九段

段法重所服を以て 松平亦記を右に南三人加敷二人を右に自叙

酒井山城守組を以て 右手前右中右伊織之由を以て進退間左

此初教同部... 同十月九日... 九月... 八月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月...

同十二月二日... 同十二月二日... 同十二月二日...

新書

同八月廿日... 同八月廿日...

同八月十九日...

同八月十九日...

同八月十九日...

同八月十九日...

大

三百三十三



同十月廿七日未雨年日文山 行幸信濃守御出立は近江  
未成平 信長傳と云々 信長又改八年三月九日周九日生

信長控室の事 六月廿八日信長七月九日信長和十月十日信長所

信長信長同十二月七日 信長信長信長同七月二日信長九月廿日

直取信長信長信長 信長同十月朔日信長信長同十月十日

八月九日信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

同八月月中旬連日大雨 信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長信長

大

三百三十四

之のて加害

於任之新法は其の事あり主之也其の部左之も其之の任之也其の部左  
其の事あり其の事あり其の事あり

同六月甲子於江原之部為士例其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり  
中大 其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

相國侍昇進 内府掾 後任 侍叙任 侍内之也

侍

將軍之侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

相國侍昇進 内府掾 後任 侍叙任 侍内之也

侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

同 侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

同 侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

同 侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

同 侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

同 侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

同 侍進 相國侍在職其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

侍叙任

侍叙任 侍叙任 侍叙任 侍叙任 侍叙任 侍叙任 侍叙任 侍叙任 侍叙任 侍叙任

大

三百三十五

女法は多き程法は多し別座法士並出仕七位以上生きたるに別座

せり 所情は法位階 所昇進多し之を都より御所の差同

廿二日同月十七日十八日廿二日 所叙法位階あり

同廿七日 法位階中より世法法位階あり 城上御懐右用左座

本年月二通塞せし年 同七月廿日 吉山下野より一方石土岐参あり

二子石招まひ法位より石招まひ法位 同五月廿日 別座法位使

吉山下野より

所叙法位時法位より一延賜 同十二月廿日 年内同月日修位あり

法位法位同月廿日 法位法位 同月廿日 仙洞法位

法位法位法位法位 法位法位 仙洞法位 毎年法

子百重月より下関白船下 左職年 毎年 法位法位家

法位法位及法位法位 法位法位 同月廿日 法位

同十月二日 奉命右生

法位法位より 同十月廿二日 法位法位 同十月廿二日 十月

十七日 法位法位 天保三年三月廿九日 法位法位 法位

九月廿日 因州左守招まひ 法位法位 法位 同月廿日 法位

同十月廿日 法位法位 法位法位 法位法位 法位法位

法位法位 同月廿日 法位法位

又同十一月廿四日 法位法位 法位法位 同十月廿二日 法位

法位法位 法位法位 同月廿日 法位法位

大



亦其年人々お送し及居在候

世一併に抱はれし事候事の内一は徳田候事御方へ將に候事申下り候

林邊の沙江邊に土川を以て石法候事、水井を以て海邊の御方

又と申事候事、御方へ申出候事、御方へ申出候事、御方へ申出候事

申下り候事、御方へ申出候事

同日九月廿五日、神田村、法門、若くは、大和、等、申下り候事、一併に、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、御方へ、申下り候事、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事

同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事、同日、御方へ、申下り候事

大

三百三十八

三百年お千度

舟頭は戸近園寺に石塔を法主作らせ出同八月廿日西丸大寺  
法門番新より又傳あり

土田番拵ん但るも本ある所市をまつれをの二人お教りる人

あり右よりの世と人お教りあるも江戸に在り人附を二度ほどは傳

あり翌々年二月廿日但るも之は伝 一と云ふも江戸に在り人附を

法門番新より又傳あり及又傳は始末世後法は伝

法門番新より又傳あり人減りしと云ふも江戸に在り人附を

お教りあるも江戸に在り人附を二度ほどは傳

死に非ざるの押せしむるは伝

同八月廿九日 雁渡り伝

法門番新より又傳あり人減りしと云ふも江戸に在り人附を

法門番新より又傳あり人減りしと云ふも江戸に在り人附を

法門番新より又傳あり人減りしと云ふも江戸に在り人附を

同八月廿九日 雁渡り伝

同八月廿九日 越後新河百姓法門番新より又傳あり

廿二日迄 抄傳上寺 二百回伝 同

二月より大坂川渡夫保山保山同凡有八丈迄飢饉同凡日本より近寄

法門番

法門番新より又傳あり人減りしと云ふも江戸に在り人附を



六後 抄書法新之進 序儀紙多并後言 序和友公時  
天啟上人字一人法出係 洞中より法儀在也奇法進之  
同三月廿日能伊清溪院殿 彼真法一住法贈住前大納言  
叙正三位同七月七日 於光國時後二位法信住同七月十八日  
坊之傳育法若

同八月十九日 午の法中を法若

之風十傳法中を法若 大名を法若 廿金銀入令之石を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

同八月廿日 午の法中を法若

大



以手抄本場より各部送附を以て古事公事并武行の事  
文章事ハ小村主文以て

同七月林式部書物抄上

先祖春徳著述編輯神詩文集三十八冊時服二所并之

同六月同井主事書物抄上

伊予守藤原石川伊藤等祖孝經注本抄十卷并之

世伝書羽衣流本流用細毛也 同八月朔日江守近五太山同

十一月清守宗長探山感魚寺 後同ヶ后 親親法蓮寺一冊を

平徳子並子付子安羽衣并掃部左衛門尉家傳起法彦子用細

檀毛法傳出江守所書物抄上

天保五年二月七日江守大火

同 追て江守書物抄上

天保五年二月七日江守大火

非用出るる可より中書高書通了揚何事其後道不修事近所

廿五研堀水代橋長谷橋八丁堀法苑洲一か橋頭

同 十月大名小路出火

同 松平御老目也江守近五より出火大名を殺殺る 源治橋法門橋

同 尾橋序門橋後土南源治河中橋系橋上并はる河法を屋法所

同 本橋何事也江守廿二所用通一もか橋矣併時江守橋本を

同 十長より其書也江守江守所書物抄上江守書物抄上

大昔近國之臣勅世武命下之者并村而姓士居之其地納金  
之者勅世武命近國之窮民を救済存込年々令之者ありて其  
勅上之を以て

肥後国天草郡百姓平兵衛右衛門尉上

出向斗より手永代和を名りて勅上之を以て

相持城出向斗より名を勅上之者ありて其地納金

之相持城より名を勅上之者ありて其地納金

天正元年白月無事終りて其地

同十二月廿七日宗御下之者人々を以て洋借

天正四年十月御解國王御使共々上之者ありて其地納金

天正六年三月十七日二九日修治之者ありて其地納金

同十月十日夏月左近將領妻ありて其地納金

六月七日右人ありて其地納金

入ありて其地納金

以てありて

同日有十九日願ふ凶化し如村道近有世居りて其地納金

之天正七年土岐山城守内名ありて其地納金

同六月廿五日仙居りて其地納金

一居城大彼方は其地納金

同十二月廿二日洋借ありて其地納金

大

同九月 浚明院殿 五十四法忌 十月朔日百文涉通南天保

同二月蓮池法金戒盜賊法若

同二月廿二日取入法金切破一朱令其方寸

未如我此如月二日以内海田法門向母下法門

難あり、取上お取ふ右北盤法有子即而女子

有る、此在御作大洲中一向ふ御板を一人

包御未を法金物も御取ふ、取お遠く大月法金

法金五人法若

同十月廿五日於七島有人共不在御付法月付

天法造自月即人亦人同月日人 あり法定法

二生亦礼法身中法若法若法若

仙石 一件 同十二月九日仙石及助法若

二生亦礼法身中法若法若法若

天者、舟捕海、向井伊守、御取、御取、御取

川存あり、舟寺社、御取、御取、御取、御取

不容見、御取、御取、御取、御取、御取

左、御取、御取、御取、御取、御取

二、御取、御取、御取、御取、御取

次、御取、御取、御取、御取、御取

同、御取、御取、御取、御取、御取



法政務は遊 法徳法本丸 未月二日 其の後

公方極は遊 法徳法西丸 其の後 法徳法大 法徳法都

法徳法 法進將軍 宣下 其の後 法徳法 法徳法 法徳法

内府極は法徳法 法徳法 法徳法

同日 大徳新極 大徳言極 大徳法極 法徳法徳人

出年 天保八年二月九日 大板大火

大板  
大火

所々の部山極は 徳法大徳格 助又徳法 其の後 法徳法

百姓共及 乱妨 天法組 其の後 火を徳法 法徳法 法徳法

寺社法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

同日 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

人法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

大徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

法徳法  
徳

同日 大徳新極 西丸 法徳法

法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

同日 法徳新極 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法 法徳法

大

法刀青江土及代令下板法部官其末国信代令下板

一西丸抄法部官其進之

法刀近衛國奉代令下板紀伊大納言殿法刀侍所近景代  
令下板尾法中納言殿法刀長谷部國信代令下板

一室桐殿法刀侍所國信代令下板紀伊土納言殿法刀二子

正家代令下板尾法大納言殿法刀侍所近景代令下板  
法刀侍所九板但一様の法部官其法部官伯耆守法刀

大和則長代令下板松平加賀守法刀侍所依兼代令下板

松平三河守法刀侍所末代令下板松平越前守法刀侍所

其右代令下板松平左衛門法刀大和包奉代令下板

松平右衛門法刀侍所則長代令下板松平雅基法刀

侍所一軍行代令下板松平肥後守法刀侍所且末代令下板

松平國信守法刀侍所則長代令下板松平安房守法刀

大和包則代令下板松平法路守法刀侍所祐之代令下板

松平大納言法刀大和正直代令下板松平兵部大納言法刀

右衛門冬廣代令下板松平九子代法刀其右長成盛代令

部松平法山法刀其右守代令下板十五板節用之尾丸上候

水井征也守大納言法刀其右守代令下板日之進法刀

松平同新守但一様の法部官其松平伯耆守松平新守中

伯耆守中松平守右衛門守其右守代令下板王膳正其右守松平守







